

愛媛県西予警察署協議会会議録
(令和8年度第1回)

日時	令和8年6月26日（金） 午後2時27分から午後4時45分の間				
出席者	1 愛媛県公安委員会 委員 2 警察署協議会 会長以下8人 3 警察署 署長以下9人				
議事概要	1 会長挨拶 忌憚のない意見の依頼 2 署長挨拶 (1) 令和8年1月から4月の管内治安情勢の説明 (2) 積極的な意見・要望の依頼 3 業務推進結果報告、業務推進計画の説明 令和8年1月から4月の業務推進結果、令和8年5月から8月の業務推進計画について、各課長が説明した。				
	4 諮問及び答申				
	<table><tr><th>諮問</th><th>答申（要旨）</th></tr><tr><td>効果的な交通事故抑止対策の推進について</td><td>○ 見せる交通指導取締り、児童や高齢者への指導・交通安全教室を継続して実施していただきたい。 ○ 自転車の青切符制度はどのような運転が違反になるか知らない人が多いため、積極的な広報活動を実施していただきたい。 ○ 可搬式オービスは取締りとともに、取締り場所や取締り方法を公開することでも、抑止効果は得られるのではないかと。 ○ 生活道路の新ルールについて十分な周知説明をしていただきたい。</td></tr></table>		諮問	答申（要旨）	効果的な交通事故抑止対策の推進について
諮問	答申（要旨）				
効果的な交通事故抑止対策の推進について	○ 見せる交通指導取締り、児童や高齢者への指導・交通安全教室を継続して実施していただきたい。 ○ 自転車の青切符制度はどのような運転が違反になるか知らない人が多いため、積極的な広報活動を実施していただきたい。 ○ 可搬式オービスは取締りとともに、取締り場所や取締り方法を公開することでも、抑止効果は得られるのではないかと。 ○ 生活道路の新ルールについて十分な周知説明をしていただきたい。				
	5 質疑応答、意見要望等				

【質問】

生活道路における法定速度の引き下げについては、該当箇所に時速 30 k m 規制の標識は設置されるのか。

【回答】

現在、標識がない道路の法定速度は時速 60 k m 規制であるが、本年 9 月 1 日より、おおむね幅員 5.5m で中央線がない等一定条件の道路の法定速度を時速 30 k m 規制に引き下げるものである。新たに標識等が設置されるものではない。

【意見】

可搬式オービスを用いた取締りは予告なく実施することに効果があると思うが、例えば「今月は強化月間である。」等の広報をすれば注意喚起になるのではないのか。

【回答】

現在も、協力いただける企業や団体を通じて取締り等に関する広報を行っている。また、取締りに際しては、可搬式オービスを用いた取締り場所の手前に「速度違反取締中」の看板を設置し、ドライバーに対する注意喚起を行っている。

【要望】

可搬式オービスは県内に数台しかなく、各署で調整して使用しているとのことであるが、各署に 1 台設置することはできないのか。

【回答】

予算の状況等に応じながら、順次増やしていく予定であると承知している。

【質問】

自動車で、車道を走行中の自転車を追い越すと交通違反になるのか。

【回答】

自動車が自転車を追い越す際は、1 m 程度の間隔を空ける必要がある。また、中央線が黄色の場所は、中央線をはみ出しての追い越しが禁止であるため、違反に該当する場合がある。道路の状況や追い越しの方法を踏まえながら、違反の該当性を判断することになる。

6 その他

議事終了後、公安委員及び会長以下 8 人は、可搬式オービスを視察した。

7 協議会開催状況

議事の状況



可搬式オービスの視察



以 上